

省 令

○農林水産省令第五十一号

漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第一号の規定に基づき、漁業近代化資金金融通法施行規則を次のように定める。

平成二十八年七月二十六日

農林水産大臣 森山 裕

漁業近代化資金金融通法施行規則

（農林水産大臣の承認に係る漁業者等）

第一条 漁業近代化資金金融通法（以下「法」とい

う。）第二条第三項第一号の農林水産省令で定める漁業者等は、次に掲げる漁業者等とする。

- 一 法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするもの
 - 二 法第二条第一項第十号に掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域における水産業の振興を目的とするもの
- （承認をする都道府県知事）
- 第二条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める都道府県知事は、同項に規定する資金を借り入れる漁業者等の住所を管轄する都道府県知事とする。ただし、当該資金の貸付けについての利子補給契約に係る事務を他の都道府県が行っている場合にあつては、当該都道府県の知事とする。
- 附 則
- この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告

示

○消費者庁告示第十号

平成二十八年年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八條の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十六日

消費者庁長官 板東久美子

第一 一般財団法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験

一 試験の名称 平成二十八年年度消費生活アドバイザー資格試験

二 試験日及び出題形式

（一） 第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
平成二十八年十月二日（日）	十時から十五時四十分（休憩八十五分）	選択式及び正誤式筆記試験

（注一） 大規模災害等により、中止となった場合は、平成二十八年十月九日（日）東京会場で開催する試験を実施する。

（注二） 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式又は四股以上の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

（二） 第二次試験（第一次試験合格者に対し実施。）

平成二十八年十一月二十六日（土）	九時三十分から十二時十五分（休憩十五分）	論文試験
平成二十八年十一月二十七日（日）（予備日）	十二時四十分から随時（十分）	面接試験
	九時三十分から随時（十分）	面接試験

- 三 試験科目
 - （一） 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
 - （二） 消費者行政に関する法令に関する科目
 - （三） 消費生活相談の実務に関する科目
 - （四） 消費生活一般に関する科目
 - （五） 消費者のための経済知識に関する科目
- 四
 - （注一） 消費者行政に関する法令については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。
 - （注二） 受験申込み時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部が免除される。

試験地	試験場所
札幌会場	北海道自治労会館
仙台会場	北海道札幌市北区北六条西七の五の三
東京会場	東北電子専門学校
	宮城県仙台市青葉区花京院一の三の一
	明治大学（和泉キャンパス）
	東京都杉並区永福一の九の一
名古屋会場	名古屋商工会議所
	愛知県名古屋市中区栄二の十の十九
大阪会場	大阪商工会議所
	大阪府大阪市中央区本町橋二の八
広島会場	広島商工会議所
	広島県広島市中区基町五の四十四
高松会場	高松商工会議所
	香川県高松市番町二の二
福岡会場	福岡商工会議所
	福岡県福岡市博多区博多駅前二の九の二十八
	福岡県福岡市博多区博多駅前二の九の二十八
那覇会場	沖縄県青年会館
	沖縄県那覇市久米二の十五の二十三

試験地	試験場所
札幌会場	北海道自治労会館
東京会場	北海道札幌市北区北六条西七の五の三
	T K P 渋谷カルフアレンスセンター
	東京都渋谷区渋谷二の十七の三
名古屋会場	名古屋商工会議所
	愛知県名古屋市中区栄二の十の十九
大阪会場	大阪商工会議所
	大阪府大阪市中央区本町橋二の八
福岡会場	福岡商工会議所
	福岡県福岡市博多区博多駅前二の九の二十八